



リフィル処方箋の導入について

リフィル処方箋とは、一定期間内に繰り返し使用可能な処方箋のことです。2022年4月の診療報酬改定により、「地域包括ケアシステムの推進のための取組」の1つとして、リフィル処方箋が全国的に導入され、4月より当院でも処方箋の書式が変更される予定ですのでご案内します。

リフィル処方箋導入のメリット

- ★患者の通院負担の軽減
- ★外来の混雑緩和
- ★残薬の解消
- ★服薬コンプライアンスの向上
- ★長期処方と比較して薬局が関わる回数が増えることによる、副作用の早期発見

◎リフィル処方導入に伴う新しい処方箋様式

リフィル可 (3回)		
備考	リフィル可 ・総使用回数の上限欄の追加 (医師が記入)	(場合の対応 減すること。) 上で調剤
	[変更不可] 欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は捺印すること。	
	保険医署名 医師40022005	印
	公費負担者番号	
	公費負担医療の受給者番号	
調剤済年月日		調剤実施回数
保険薬局の所在地及び名称保険薬剤師氏名		(調剤回数に応じて、□に「✓」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☐ 1回目調剤日 (年 月 日) 次回調剤予定日 (年 月 日) ☐ 2回目調剤日 (年 月 日) 次回調剤予定日 (年 月 日) ☐ 3回目調剤日 (年 月 日)

調剤実施回数記入欄の追加
(薬局薬剤師が記入)

<リフィル処方の出し方>

- ①リフィル可に✓をつける
- ②処方箋の総使用回数 (上限3回) を記載

※リフィル処方できない薬剤

- ・投与期間に制限がある医薬品 (新医薬品、麻薬、向精神薬)
- ・湿布薬

新様式処方箋